

施策 1 自然環境の保全と地球温暖化対策の推進

施策の方向

豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくため、市民、事業者、行政が協働して、温室効果ガス[※]排出抑制のための取組や環境美化活動を推進するとともに、環境保全意識の醸成に向けた情報の提供や環境教育の充実を図ります。

現状と課題

- 2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減するため、市民、事業者、行政が協働して、再生可能エネルギー[※]の利用促進と省エネルギー行動に、より一層取り組んでいく必要があります。
- 公共施設への太陽光発電設備の導入に向け、建物の躯体や日照時間等のポテンシャル調査を実施する必要があります。
- 生活環境の改善に努めるため、啓発活動やパトロール監視などの取組を進めるとともに、空き地等の適正管理を行うなど環境美化活動を推進する必要があります。
- 多くの市民が環境問題に関心を持ち、環境の保全と創造に向けて自主的に参加・行動していけるよう、環境保全意識の醸成に向けた情報の提供や環境教育の充実を図る必要があります。

施策の成果

	指標名	現状値 (R4)	目標値 (R7)
成果指標	甲府市温室効果ガス排出量	995 千t-CO2/年 (R1)	824 千t-CO2/年
市民実感 度指数	令和元年度		
	令和2年度	—	—
	令和3年度	—	—
	令和4年度	—	—

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

施策を構成する事務事業

施策 1 自然環境の保全と地球温暖化対策の推進

(1) 温室効果ガスの排出抑制

◎地球温暖化対策事業

(2) 環境美化活動の推進

◎都市美化事業

(3) 環境保全対策の推進

◎環境対策事業

○森林保護事業

(4) 環境保全意識の醸成

○マウントピア黒平管理事業

○右左口の里維持管理事業

主要事業

地球温暖化対策事業

担当部課名

環境部 環境政策課

事業概要

- 「甲府市地球温暖化対策実行計画」の中期目標である、2030年度の温室効果ガス排出量、2013年度比46%削減に向け、市民・事業者・行政が協働して地球温暖化対策の推進を図る。
- 「第三次甲府市環境基本計画」及び「甲府市地球温暖化対策実行計画」に基づき、幅広い世代を対象とした環境教育事業を推進する。
- 環境への負担の少ないクリーンエネルギー※機器及び電気自動車等の普及・促進に寄与するための助成金の交付や、水素等の次世代エネルギーの積極的な利活用により温室効果ガス※を削減し、かけがえのない恵み豊かな環境を守り、未来を担う子どもたちに引き継ぐため各種事業を推進する。

現状と課題

- 「第三次甲府市環境基本計画」及び「甲府市地球温暖化対策実行計画」に基づき、「循環型社会※の構築」「脱炭素社会の実現」に向け、環境の保全及び地球温暖化対策に関わる様々な施策や事業等の推進のため、市民、事業者、行政が連携し、協働のもと、それぞれの役割を果たしながら、取り組んでいる。
- 地球温暖化に起因すると言われる気候変動により、気温上昇や豪雨など様々な影響が出ている中で、本市は2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明し、地球温暖化対策に取り組んでいるところであり、目標の実現に向けては、徹底した省エネルギー行動と、再生可能エネルギーなどの地域資源の最大限の活用が求められる。

今後の事業展開

- 持続可能な開発目標「SDGs」の実現も踏まえ、「第三次甲府市環境基本計画」及び「甲府市地球温暖化対策実行計画」に位置づけた取組を更に推進していくため、関係部局や関係諸団体等と連携・協働を図る中で施策を実施する。また、実施にあたっては、一人ひとりの地球環境に対する意識の醸成が不可欠であることから、幅広い世代に対して、様々な環境教育事業や温暖化防止活動の積極的な推進を図っていく。
- 環境に配慮した行動の推進は、市民や事業者の意識の転換が不可欠であることから、環境啓発イベントの実施、市ホームページやSNSなどでの情報発信及び環境教育の拡充を図る。また、温室効果ガス排出量の少ない電気自動車等の普及促進や、日照時間の長い本市の地域特性を生かした太陽光発電システム及び蓄電池等の導入を推進するなど、実効性の高い施策に取り組んでいく。
- 「甲府市地球温暖化対策実行計画」の中期目標の達成に向け、計画内に掲げる先導的かつ重点的に実施する取組の指針や重点施策をまとめた「甲府市ゼロカーボン戦略」を推進していく。また、本市におけるゼロカーボン推進の拠点となる「こうふグリーンラボ」を甲府市リサイクルプラザ内に開設し、次世代エネルギーとなる水素エネルギー等の普及啓発や利活用に向けた実証事業に取り組んでいく。

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	29,335	385,854	324,807

都市美化事業

担当部課名

環境部 ごみ収集課

事業概要

- 不法投棄対策
- 河川清掃の実施
- 都市美化活動

現状と課題

- 不法投棄対策

中北地域廃棄物対策連絡協議会との連携による河川、山間部等不法投棄多発地域のパトロールを実施している。また、市民からの不法投棄の相談や撤去指導、及び不法投棄禁止看板の設置等を行っているほか、広報誌などによる啓発に努めている。

- 河川清掃の実施

河川を生活の一部と理解し、親しみの持てる川づくりへの認識を高めるため、「河に親しみ、水辺にふれあう運動」として、主要一級河川を対象に、夏季・春季の年 2 回、流域自治会及び関係団体の積極的な協力を得て、草刈りやごみの収集等の河川清掃を実施しているが、参加者の高齢化やライフスタイルの多様化等により、参加団体・人員が減少傾向である。また、新型コロナウイルス感染症対策として実施を見送る自治会が多く、ここ 3 年は実施が低調である。

- 都市美化活動

まちの美観を損ねるタバコの吸い殻のポイ捨てを抑制するため、オリオン通りをはじめ、JR 甲府駅周辺エリアを路上喫煙禁止区域に指定している。路上喫煙防止対策として、職員の定期的な巡回による指導等に努めるとともに、歩道の標示シートや JR 甲府駅南口サークルベンチ内への看板の設置、路上喫煙禁止区域の周知ポスター等の掲示及びチラシの配布、広報誌やラジオ等により喫煙者への周知・啓発を行っている。

今後の事業展開

- 不法投棄対策

不法投棄物の早期撤去等により、不法投棄されにくい環境を維持するとともに、中北地域廃棄物対策連絡協議会及び市内関係部署と連携を図り、パトロールや啓発活動を強化実施していく。

- 河川清掃の実施

アフターコロナ時代を見据え、これまで実施を見送っていた自治会等が実施を再開することが見込まれることから、改めて親しみの持てる川づくりへの認識や活動の趣旨及び作業内容の周知に努めていく。

- 都市美化活動

引き続き、路上喫煙禁止区域の周知・啓発を行っていく。

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）
 【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	8,346	8,216	8,240

環境対策事業

担当部課名

環境部 環境保全課

事業概要

- 大気汚染防止法に基づく「山梨県内における大気の常時監視計画」により、市内の大気汚染状況を常時監視する。
- ダイオキシン類対策特別措置法に基づく「甲府市 ダイオキシン類の測定計画」により、市内のダイオキシン類の常時監視を行う。
- 水質汚濁防止法に基づく「公共用水域*及び地下水の測定計画」により、市内河川及び地下水の水質検査を実施し、水質状況の把握を行い常時監視する。
- 騒音規制法に基づき、「自動車騒音の常時監視」として市内対象道路約 100Km について、環境基準の達成状況を面的評価により把握する。併せて、一般環境騒音も測定し、生活環境騒音の状況についても環境基準の達成状況を把握する。
- 市民から寄せられる公害苦情について、現地調査・指導等で迅速に対応し、市民の生活環境の保全に努める。また、自治会連合会及び各種団体から選出された「環境監視員」により、地域における不法投棄等生活環境に係る監視を行っている。
- 各法令に基づき、特定施設の設置・変更等届出の受理及び立入り調査等により、適正管理の指導を行う。また、土壌汚染対策法に基づき、工場跡地等の土壌汚染について、指導・監視を行う。

現状と課題

- 大気・水質等については、法に基づき多岐にわたる事務を行っており、同様に公害苦情についても、近年は多種多様化していることから、これに対応するための人材育成が必要となる。
- 河川・地下水等の直営水質検査に係る分析機器や大気汚染の常時監視に係る測定機器については、老朽化等が進んでいることから、今後も計画的に更新していく必要がある。

今後の事業展開

- 大気汚染防止法に基づく「大気汚染の常時監視」、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく「ダイオキシン類の常時監視」、水質汚濁防止法に基づく「公共用水域の常時監視」及び騒音規制法に基づく「自動車騒音の常時監視」を毎年度実施し、さらに、各法令に基づく特定事業場への指導・監督、各種環境測定、市民からの公害苦情への迅速な対応・処理等を行い、市民の生活環境の状況の把握・改善・保全に努め、市民の健康で快適な生活環境を確保していく。

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	41,234	52,627	57,155

施策 2 公園の整備と緑化の推進

施策の方向

市民生活に潤いと安らぎを与える緑豊かな環境づくりに向け、身近な緑の保全や公共施設などの緑化に取り組むとともに、公園・緑地の整備を推進します。

現状と課題

- 便利で快適な暮らしの一方で環境問題が顕在化する中、市民の環境に対する関心が高まってきており、緑豊かで潤いのある生活環境の形成が求められています。
- 都市化の進展などにより、身近な緑が減少しています。緑の持つ機能や役割の重要性を再認識する中で、保全に向けた取組を進める必要があります。
- 緑をつなげることにより緑の機能や効果を十分に発揮させるよう、公共施設などの緑化や公園・緑地の整備などを推進していく必要があります。

施策の成果

	指標名	現状値 (R4)	目標値 (R7)	
成果指標	生け垣設置の総延長	5,974m	7,750m	
	アダプト制度※により管理される公園数	32 箇所（累計）	30 箇所（累計）	
市民実感 度指数	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	2.65P	—	—	—

施策を構成する事務事業

施策 2 公園の整備と緑化の推進

(1) 身近な緑の保全や公共施設などの緑化

- みどり豊かなまちづくり基金事業

(2) 公園・緑地の整備

- ◎遊亀公園・附属動物園整備事業
- 動物園管理事業
- 都市公園管理事業
- 圃場管理事業

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

主要事業

遊亀公園・附属動物園整備事業

担当部課名

まちづくり部 公園緑地課

事業概要

- 動物との距離が近いという特徴や、市街地にあり市民の憩いの場となっている公園の特性を継承しつつ、豊かな緑や花に囲まれ、利用者が楽しく快適に、動物たちと接することができる動物園を目指す。また、命の尊さ、動物に関する新たな知識、自然との共生などについて関心を抱いてもらうため、動物観察と屋内空間での座学を組み合わせたプログラムを実施するなど、「環境教育」の充実を図り、動物園・公園を次世代に誇りを持って引き継ぐことのできる地域の魅力的な資産として育み、賑わい・交流・子育てなどの拠点として整備する。

現状と課題

- 安らぎを感じる公園・動物園となるよう一体的な整備を図る必要がある。
- 人にも動物にもやさしい適切な施設配置を行うとともに、展示手法を取り入れる必要がある。
- 動物園の役割である「環境教育の場」や「レクリエーションの場」としての受け入れ態勢を整備する必要がある。
- 市民に愛される動物園となるよう、関係団体等と連携した事業を推進していく必要がある。
- 持続可能な安定した運営を目指していく必要がある。

今後の事業展開

- 令和5年度については、遊亀公園附属動物園第1期整備工事（獣舎等の整備工事）に着手することで、事業の進捗を図っていく。
- 運営手法について、先進事例の調査研究を行うとともに、公民連携の導入を検討する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	631,747	916,304	516,945

施策 3 循環型社会の構築

施策の方向

循環型社会[※]の構築に向け、市民、事業者、行政が協働して、ごみの一層の減量化・資源化に取り組むとともに、ごみ処理施設の整備などによる廃棄物の適正処理を推進します。

現状と課題

- 近年、資源・エネルギーの枯渇や、大量使用・大量廃棄による環境負荷の増大といった環境問題が顕在化し、その一因であるごみに対する市民の関心も高まっています。
- 市民・事業者・行政の連携を進めながら、3R+Renewable[※]に基づき更なるごみの減量化・資源化を進めていく必要があります。
- 広域的なごみ処理施設については、高度処理による環境負荷や施設の維持管理コストの軽減などに努めながら、廃棄物を適正に処理していく必要があります。

施策の成果

	指標名	現状値 (R4)	目標値 (R7)	
成果指標	市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量（家庭系ごみ）	586.3 g (R3)	535.4 g	
	資源化率(リサイクル率) (家庭系)	18.7% (R3)	21.6%	
市民実感 度指数	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	2.86 P	—	—	—

施策を構成する事務事業

施策 3 循環型社会の構築

(1) ごみの減量化・資源化

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ○ごみ減量と資源リサイクル事業 | ○明るくきれいなまちづくり基金事業 |
| ○塵芥収集事業 | ○最終処分場事業 |
| ○リサイクルプラザ管理運営事業 | ○一般廃棄物処理事業 |
| ○産業廃棄物対策事業 | ○環境総務事務 |

(2) ごみ処理施設の整備

- 環境センター地域環境整備事業

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

主要事業

ごみ減量と資源リサイクル事業

担当部課名

環境部 ごみ減量課

事業概要

- 地球環境に配慮した施策の更なる推進により分別排出の一層の徹底を図るとともに、一般廃棄物処理基本計画に基づく減量目標達成のための取組を展開する。

現状と課題

- 資源物の分別回収や適正排出を周知することにより、ごみの資源化を進めるとともに、市民に対する排出抑制と分別排出の意識啓発を図り、ごみの減量化を推進している。令和12年度までに1人1日当り家庭系ごみ排出量の減量目標である500.8gを達成するため、ごみ減量に向けて更なる市民啓発活動の展開と、ごみ分別・資源リサイクルの推進が必要である。

今後の事業展開

- 家庭系可燃ごみ1人1日当りの排出量の減量目標が未達成であることから、廃棄物減量等推進審議会において新たな減量施策を検討するとともに、ごみ減量に向けた更なる市民啓発活動の展開と、ごみ分別・資源リサイクルを推進するため、ごみへらし隊による出前講座を強化し幅広い年齢層を対象に環境教育を実施していく。また、生ごみ処理器「キエーロ」や食品ロス削減マッチングサービス「甲府タベスケ」の更なる普及を図る。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	402,193	400,381	383,980

施策 4 良好な景観の形成

施策の方向

自然、歴史、文化を生かした美しく風格あるまちづくりに向け、市民参加による景観形成※を促進するとともに、景観形成基準などに基づいた街並みや眺望の保全に努めます。

現状と課題

- 盆地特有の眺望景観、豊かな自然景観、歴史景観、地域の日常景観などを守るため、良好な景観の形成に資する市民の活動に対し、支援をしていく必要があります。
- 大規模な建築物の新築など、周辺の景観に大きな影響を与える行為に対し、景観形成基準に基づき指導・助言を行うなどにより、街並みや眺望の保全を図っていく必要があります。

施策の成果

	指標名	現状値 (R 4)	目標値 (R 7)
成果指標	景観形成基準等に基づく申請処理件数	109 件 (R3)	150 件
市民実感 度指数	令和元年度	—	—
	令和 2 年度	—	—
	令和 3 年度	—	—
	令和 4 年度	—	—

施策を構成する事務事業

施策 4 良好な景観の形成

(1) 市民参加による景観形成の促進

◎景観まちづくり推進事業

(2) 街並みや眺望の保全

○屋外広告物指導事業

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

主要事業

景観まちづくり推進事業

担当部課名

まちづくり部 都市計画課

事業概要

- 景観まちづくりの方向性や方針となる「甲府市景観計画」に基づき、各地区において甲府を特徴づける眺望景観、自然景観、歴史景観及び都市景観のそれぞれの景観要素を含む地域特性を活かした地区別景観計画を策定していく。
- 市民と協働する中で、中心市街地活性化や景観形成[※]など、本市における地域課題に対応したまちづくりの推進を図るため、市民主体のまちづくり研究会などへの支援等を行う。
- 「甲府市公共サイン計画」に基づき、各事業担当において、公共サイン[※]の新設又は更新を行う。

現状と課題

- 市街地の整備や地域特性を活かした良好な景観形成には、個人の権利に対する規制や制限も伴うことから市民の合意形成が重要である。
- 甲府市全体で所管している公共サインは、その数も多いため、一斉に統一化を図ることは困難である。こうしたことから、公共サインを計画的に更新していくため、「甲府市公共サイン計画」及び「甲府市公共サイン整備方針」に基づく定期点検等を行う中で、管理台帳の更新を実施している。

今後の事業展開

- 「甲府市景観計画」に基づき、一定規模を超える建築物や工作物の新築等行為に対して、指導・助言などを行う中で、良好な景観形成を促進する。また、地域特性を活かした景観のルールとなる地区別景観計画を市民との協働により策定することにより、本市の良好な景観の保全と形成に努め、美しいふるさとを財産として後世に受け継ぐことのできる魅力と風格のあるまちづくりを推進する。
- 「甲府市公共サイン計画」及び「甲府市公共サイン整備方針」に基づき見直した管理台帳を活用する中で、各事業担当において公共サインの新設又は更新を行っていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	2,021	1,062	1,061

施策 5 住環境の向上

施策の方向

安全で良好な住環境を確保するため、市営住宅の計画的な修繕、改善などによる長寿命化[※]を推進するとともに、民間住宅の耐震化の促進、空家等の適切な管理と活用を図ります。

現状と課題

- 市営住宅については、昭和 40～50 年代に整備したものが多く、老朽化が見られるため、計画的な修繕、改善などによる長寿命化を図る必要があります。
- 耐震診断や耐震改修に対する支援を行うことにより、引き続き、民間住宅の耐震化の促進を図る必要があります。
- 今後増加が見込まれる空家等の発生を抑制するため、所有者等の意識醸成とともに利活用の促進に努め、定住人口の増加など付加価値を創出する必要があります。

施策の成果

	指標名	現状値 (R4)	目標値 (R7)	
成果指標	一般住宅の耐震化率	84.8% (R2)	92.0%	
	管理不全な空き家の改善 指導における改善率	66.03%	69.3%	
市民実感 度指数	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	2.44P	—	—	—

施策と構成する事務事業

施策 5 住環境の向上

(1) 市営住宅の計画的な修繕・改善

◎住宅管理事務

○市営住宅駐車場整備事業

(2) 民間建築物への支援

◎建築物耐震化支援事業

○アスベスト飛散防止対策事業

(3) 空家等の適切な管理と活用

◎空家等対策推進事業

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

主要事業

住宅管理事務

担当部課名

まちづくり部 住宅課

事業概要

- 住宅に困窮する子育て世帯から高齢者世帯など様々な世帯に対して、低廉で安全な居住空間を提供するため既存住宅を改善し、居住水準・質的向上を図りながら居住ニーズを満たし、長期にわたって有効活用していく。

現状と課題

- 管理戸数の約 2 割が空室となっており、特に利便性が低い高層階は空室が多く、入居率が低い状況である。
- 市営住宅子育て世帯等応援家賃助成金事業については、平成 30 年度から実施し、令和 3 年度末で 55 世帯の入居が完了している。
- 市営住宅は昭和 40 年代から 50 年代に建設された住宅が多く、改修コストの増大が予測される。
- 外壁、屋上防水の傷みが目立ち、居住水準等質的向上への困難が予想される。

今後の事業展開

- 高層階の空室が多いことについては、新婚世帯や子育て世帯への周知を図り、空室解消に努める。
- 市営住宅子育て世帯等応援家賃助成金事業については、市営住宅を利用した定住を目指し、更なる周知を行い事業推進に取り組む。
- 管理している市営住宅の修繕や改善を引き続き効果的に実施しながら長期的な利用を図る。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	194,032	217,663	203,364

建築物耐震化支援事業

担当部課名

まちづくり部 建築指導課

事業概要

- 大規模地震による建物の倒壊から、市民の生命及び財産等を守るとともに、木造住宅、緊急輸送路[※]等の避難路沿道建築物、ブロック塀等の耐震性を高めることで被害の拡大を抑制し、地震に強い安全で安心なまちづくりを推進する。

現状と課題

- 大規模地震の発生が危惧される中、建築物の耐震化率の向上が急務となっている。
- 木造住宅に対しては、無料耐震診断から耐震改修費までの一貫した支援体制が整っているが、耐震診断はするものの、耐震改修には自己資金が必要となり、実施件数は伸び悩んでいる。
- 避難路沿道建物の所有者には、耐震改修促進法に基づき耐震診断の義務が課せられているが、令和4年度末現在、対象建築物187件のうち、未診断建築物は30件（診断率83.9%）となっている。
 また、耐震改修には自己資金が必要となり、実施件数は伸び悩んでいる。
- 平成30年にブロック塀等の倒壊事故が発生したことにより、令和元年度から避難路や通学路に面したブロック塀等の改修補助事業に取り組み、広報誌掲載、自治会単位での説明会、戸別訪問等を実施してきたが、耐震改修には自己資金が必要となり、実施件数は伸び悩んでいる。

今後の事業展開

- 引き続き、「耐震相談窓口」を課内に常設するとともに、広報誌等を活用した啓発活動を行っていく。
- 木造住宅の耐震化や危険性の高いブロック塀等の改修などに要する費用の一部を補助する事業について、広報誌及び市ホームページへ掲載していく。
 また、年度毎に対象地区を定め、自治会単位での説明会及び回覧による周知の後、職員が山梨県建築士事務所協会の会員とともに戸別訪問等を実施し耐震診断を促していく。
- 避難路沿道建築物の所有者に対しては、通知文の発送、戸別訪問及びホームページの活用等を行う中で、法制度の趣旨について理解を求めるとともに、補助制度等について周知していく。
 また、法に基づく耐震診断結果の公表に向け、所有者に公表内容等の説明を行っていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	169,093	291,044	293,613

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

空家等対策推進事業

担当部課名

まちづくり部 空き家対策課

事業概要

- 市民の良好な生活環境の保全と地域の活力向上による魅力あるまちづくりに資するため、空家等の発生予防、適切な管理及び利活用の促進に向けた必要な施策を総合的かつ計画的に推進する。

現状と課題

- 人口減少や少子高齢化の進行を背景に、今後、更なる空家等の増加が見込まれるが、空家等は私有財産であり、本来、所有者等の責任のもとに管理・処分されるべきものであることから、市内外に居住する所有者等に対して、意識啓発や管理意識の醸成を図るとともに、適切な管理を働きかける必要がある。
- 令和5年7月より、甲府市空き家バンク制度の対象地域を市域全体に拡大し、より多くの空き家が登録可能となることから、市場流通の活性化とともに利活用の促進を図るため、所有者等へ制度の周知を行っていく。また、空家等の今後の活用方法等について特に決めていない所有者等も多いことから、所有者や利用希望者に対して、県内市町とも連携し、空家等の利活用や除却に対して積極的に対応していただくための啓発が必要である。
- 管理不全となった空家等は、所有者等の様々な要因により解決が困難なケースもあるため、良好な住環境の確保の観点から所有者等以外が連携した対応も必要である。

今後の事業展開

- 外部の専門家団体、県内市町村、庁内関係部署などと連携して、「第二期甲府市空家等対策計画」の着実な推進を図る。
- 空家等の発生予防に努めるとともに、市内外の所有者等に適切な管理や利活用を促すため、県内市町とも連携する中で、様々な媒体等を用いて情報を発信していく。
- 空家等所有者や空家等利用希望者に対して、空家等やその跡地の活用促進のために、空き家バンク制度の周知や既存制度の充実に加え、様々な分野での空家等の活用促進に取り組む。
- 所有者による管理不全の空家等の解消に努めるとともに、特定空家等については除却に向けた指導を行い良好な生活環境と安全安心の確保に努める。また、所有者等による解決が見込めない場合には、管理制度の活用等を検討していく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	35,547	26,197	25,398

施策 6 水道水の安定供給

施策の方向

安全でおいしい水を安定的に供給できるよう、健全で効率的な水道事業経営に努めるとともに、水道施設の計画的な整備・更新を図ります。

現状と課題

- 人口減少などに伴う水需要の減少を踏まえ、事業の効率化やサービスの向上などにより、さらに健全で効率的な事業経営に取り組む必要があります。
- アセットマネジメント[※]の導入などにより、老朽化した施設の更新計画を策定し、水道施設や管路の耐震化を推進する必要があります。

施策の成果

	指標名	現状値 (R4)	目標値 (R7)	
成果指標	有収率	85.93% (R3)	85.38%	
	管路の耐震管率	18.11% (R3)	22.25%	
市民実感 度指数	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	3.42P	—	—	—

施策を構成する事務事業

施策 6 水道水の安定供給

(1) 健全で効率的な水道事業経営

- ◎水源保全活動推進事業
- ◎水質検査事業
- ◎簡易水道等事業
- ◎水源域の水質調査事業
- ◎貯水槽水道管理指導事業

(2) 水道施設の計画的な整備・更新

- ◎水道管路耐震化事業
- ◎浄水施設等更新事業
- ◎鉛製給水管対策事業

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

主要事業

水源保全活動推進事業

担当部課名

工務部 水保全課

事業概要

- 水源保全の必要性などを情報発信するとともに、市民、各種団体、企業等との協働により、水源林植樹の集い、水源観察会、水道水源地クリーン作戦等を実施する。

現状と課題

- 水源保全に対する市民意識の醸成に向け、水源林植樹の集い（年1回）、荒川源流における野鳥及び水生生物の水源観察会（年2回）、水道水源地クリーン作戦（年2回）、フォトコンテスト（年1回）を実施している。

本市・局による啓発を継続的に行い、水源保全活動への参加を促進するとともに、市民や各種団体などによる自主的な活動が行われるよう事業を推進する必要がある。

しかしながら、近年は新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止や規模の縮小を余儀なくされていることから、イベントの開催に当たって、基本的な感染対策に配慮した開催方法や開催場所等についての検討が必要となっている。

今後の事業展開

- 水源保全活動参加者の確保に努めながら市民との協働により事業を推進するとともに、関係機関と連携して各種イベントにおける情報発信を強化するなど、効果的な水源保全への取り組みを推進する。
- また、次期水源保全計画については、保護対策協議会を開催し策定していく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	2,355	2,121	2,121

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）
【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

水源域の水質調査事業

担当部課名
工務部 浄水課

事業概要

- 荒川ダムの富栄養化[※]及び荒川上流域表流水の水質変動状況を把握するための水質調査を実施する。
荒川上流域の水質等については、甲府市・山梨大学連携事業による研究の基礎データを基に、現状把握及び分析を行う。
なお、昭和、中道系の地下水については、今後も本局において水質の実態調査を継続していく。

現状と課題

- 水源の水質については、荒川上流域表流水及び昭和、中道系地下水の水質検査を行う中で、その変化を監視しており、安全で清浄な原水が確認されている。
水源保護地域内の水源かん養能力[※]及び地下水の賦存量などについても山梨大学連携事業により調査・研究を行い、これまでの調査結果から良好であることを把握している。
水源域の水質変動を的確に把握するためには、一定期間の水質データの収集が必要であり、継続して水質調査を実施する必要がある。

今後の事業展開

- 荒川上流域及び昭和、中道系地下水の水源水質調査を継続的に実施し、蓄積されたデータを解析する中で、水源の水質状況を監視していく。
山梨大学連携事業では、荒川ダムの調査を重点的に実施し、引き続き水質監視強化に努めていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	3,908	3,908	3,908

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

水道管路耐震化事業

担当部課名

工務部 水道課

事業概要

- 耐久性・耐震性に劣る経年管路の更新工事をはじめ、全ての管路工事において国の耐震基準を満たす耐震管を採用し、耐震管率の向上を目指す。

現状と課題

- 令和 3 年度末の耐震管率は 18.11%である。下水道工事に伴う配水管布設替工事の減少などにより目標とする整備延長の確保が難しくなっている。基幹管路等の災害対策工事や、経年管路の更新工事を可能な限り拡大しながら耐震化を進めていく必要がある。

今後の事業展開

- 令和 4 年度末の管路の耐震管率は、18.87%となる見通しである。今後は、災害対策工事、経年管更新工事を中心に、年間に既設管路の 1.00%を更新し、新設管路の整備と合わせて、令和 7 年度目標耐震管率 22.25%を目指す。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	2,529,900	2,410,000	2,410,000

施策 7 生活排水の適正処理

施策の方向

快適な生活環境を確保するとともに、河川、水路など公共用水域[※]の水質を保全するため、公共下水道施設などの計画的な整備・更新による生活排水の適正処理を推進します。

現状と課題

- 公共下水道における整備未着手区域については、全体計画を見据えつつ着実に整備を進めていくとともに、整備効果が早期に現れるよう、下水道への接続などを積極的に促していく必要があります。
- アセットマネジメント[※]の導入などにより、老朽化した施設・設備、機器などの計画的な更新改修などを進めるとともに、管路や施設の耐震化を図る必要があります。

施策の成果

	指標名	現状値 (R4)	目標値 (R7)	
成果指標	公共下水道の水洗化率	98.88% (R3)	99.06%	
市民実感 度指数	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	3.29P	—	—	—

施策を構成する事務事業

施策 7 生活排水の適正処理

(1) 公共下水道による適正処理

- ◎汚水管きよ整備事業
- ◎下水道地震対策事業
- 処理場等施設の調査及び改築事業
- ◎下水道接続促進事業
- 管路施設の調査及び改築事業

(2) 浄化槽による適正処理

- 生活排水対策事業
- 浄化槽事業

(3) 農業集落排水施設による適正処理

- 農業集落排水事業

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

主要事業

汚水管きよ整備事業

担当部課名

工務部 計画課・下水道課

事業概要

- 市街化区域[※]については、未整備箇所の解消を図る。
- 市街化調整区域[※]と中道地区の整備については、年次計画に基づき整備を図る。

現状と課題

- 市街化区域[※]の汚水管きよ整備については、区域内に点在する未整備箇所の要因を分析し整備を行う。
- 市街化調整区域[※]の整備については、北部地域の地形等に応じて整備を進める必要がある。
- 中道地区については、市街化調整区域[※]と同様に特定環境保全公共下水道事業[※]により、今後も着実に整備を行う。

今後の事業展開

- 市街化区域[※]については、未整備の要因を分析し、整備を行う。
- 市街化調整区域[※]については、北部地域を中心として、整備を進める。
- 中道地区については、年次計画に基づき、整備を進める。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	249,182	291,000	248,000

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）
 【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

下水道接続促進事業

担当部課名
 業務部 給排水課

事業概要

- 下水道未接続家屋の所有者に対しては、積極的な個別訪問及び啓発文の配付により、下水道接続の必要性・重要性を指導している。このほか、9月10日「下水道の日」の街頭キャンペーン等、各種イベントにおける啓発活動により下水道接続に対する理解を深めていく。また、下水道への接続資金等をサポートする貸付金や融資あっせん制度についても周知を図り、接続促進につなげる。

現状と課題

- 現在、本市の下水道普及率は96%超、水洗化率は98%超の高水準となっている。これに伴い新規の供用開始件数は減少する中、未接続家屋が2%ほど存在している。未接続理由については、資金不足、空き家及び長期不在、建物の老朽化といった要因が大半であり、この解消が課題となる。

今後の事業展開

- 下水道整備の収束に伴い、新規の供用開始件数が激減する中、継続的な訪問指導等による成果として、近年では毎年約150件が下水道に接続している。今後は、接続促進を図るうえで重要となる、対象家屋の実情に沿ったきめ細かな指導・勧奨等により未接続解消に努めるとともに、引き続き、各種イベントや広報誌等による啓発活動において、下水道接続の趣旨及びそれに寄与する資金サポート制度について周知していく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	7,742	7,742	7,742

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

下水道地震対策事業

担当部課名

工務部 下水道課・浄化センター

事業概要

- 下水道管路については、地震発生時に管路施設が有すべき最低限の機能を確保するため、主要な防災拠点からの排水を受ける管路施設の流下機能の確保及び緊急輸送路等における人孔の浮上など交通障害の防止による防災対策と、指定避難所等へのマンホールトイレ整備による減災対策を行う。
- 浄化センター等施設については、「下水道総合地震対策計画」において設定した優先度に基づき、施設の耐震診断及び耐震補強を計画的に行う。

現状と課題

- 下水道管路については、管路施設の耐震性を確保することを目的として、「下水道総合地震対策計画」により継続的に事業を推進していく必要がある。
- 浄化センター等施設については、全 87 の土木・建築施設を優先度の高い順に緊急、中期、長期の三種類に分類しており、その内の緊急（人命、揚排水機能の確保）について対象施設の耐震診断を終えたところ、全ての施設で耐震補強が必要という結果となった。こうしたことから、耐震化実施設計、耐震化工事を速やかに実施しながら、中期、長期の対象施設についても耐震診断等を進め、耐震化を図っていく必要がある。

今後の事業展開

- 下水道管路については、「下水道総合地震対策計画」に基づき、流下機能確保及び交通障害防止による防災対策と、マンホールトイレ整備による減災対策を継続して実施していく。
- 浄化センター等施設については、「下水道総合地震対策計画」において設定した優先度及び処理場設備の改築計画に基づき、施設の耐震診断及び耐震補強を計画的に行う。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	123,600	534,280	905,000

施策 8 生活衛生の充実

施策の方向

良好な衛生環境を保持するため、し尿の適正処理や斎場・墓地の整備を図るとともに、動物を適正に飼養し、人と動物とが共生できる環境づくりに努めます。

現状と課題

- し尿の処理については、広域連携により適正に処理していく必要があります。
- 斎場・墓地については、施設の維持管理に努めていく必要があります。
- 市民の動物愛護と適正飼養に関する意識を高める中で、畜犬対策や飼育限度を超えた繁殖の防止など、動物を適正に飼養し、人と動物とが共生できる環境づくりに努めていく必要があります。

施策の成果

	指標名	現状値 (R4)	目標値 (R7)
成果指標	狂犬病予防注射接種率	70.8% (R3)	75%
市民実感 度指数	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	2.97P	—	—

施策を構成する事務事業

施策 8 生活衛生の充実

(1) し尿の適正処理

- 一般廃棄物処理事業

(2) 斎場・墓地の整備

- 斎場管理事業
- つつが崎霊園管理事業

(3) 動物の適正飼育の推進

- ◎動物愛護事業

(4) 衛生環境の充実

- 環境衛生事業

(5) 適正な衛生環境の確保

- ◎生活衛生事業

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

動物愛護事業

担当部課名

福祉保健部 生活衛生業務課

事業概要

- 狂犬病予防法に基づき飼い犬の登録を推進するとともに、集合注射の実施、鑑札及び注射済票交付事務の山梨県獣医師会（動物病院）への委託等により予防注射接種率の向上を図る。
- 動物の愛護及び管理に関する法律及び市条例など関係法令に基づき、犬猫などのペットの適正な飼養管理の推進を図る。
- 飼い主のいない猫等による迷惑行為等の減少を図る。

現状と課題

- 狂犬病予防法により、犬の所有者は、生後91日以上の飼い犬に、毎年1回狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられているが、本市における接種率は近年約70%で推移している。日本国内での狂犬病は50年以上発生していないが、海外から輸入されたコンテナ貨物内の迷入動物による感染の可能性も指摘されていることから、接種率の向上は、公衆衛生上の課題である。
- 飼い主のいない猫等によるふん尿、鳴き声、ごみあさり、無責任な餌やり等の苦情・相談が多数寄せられており、飼い主や、むやみに餌を与えている方への指導や、動物愛護デーなどのイベント時において適正飼養に関する啓発活動等を行っている。平成27年8月からは、飼育限度を超えた繁殖を防止し、市民の動物愛護と適正管理に関する意識啓発や不必要な生命の殺処分並びに猫に起因する被害及び迷惑行為等の減少を図るため、猫の不妊・去勢手術費補助金交付制度を開始し、令和4年度には補助金額の見直しを行い、市民の負担軽減を図った。

今後の事業展開

- 狂犬病予防法に基づく登録と予防接種が犬の所有者の責務として定着するよう普及啓発に努める。
- 動物愛護デーなどの実施や動物愛護推進員の委嘱等を通じて、市民の動物愛護と適正管理に関する意識を啓発し、人と動物との調和のとれた共生社会の実現と市民の快適な生活環境を保持する。
- 猫の不妊・去勢手術や地域猫活動をこれまで以上に推進するため、クラウドファンディング等を活用し、市民の動物愛護と適正管理に関する意識啓発に努めるとともに、猫の殺処分及び猫に起因する生活環境への被害の減少を図る。
- 猫の不妊・去勢手術費への補助金について、令和5年度当初より飼い主のいない猫に対する補助件数の制限撤廃を行うとともに、山梨県の補助金を活用する中で、令和5年7月1日から令和6年3月8日までの間に申請があったものについては、補助金額を増額するなど、事業の推進に努める。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	27,372	28,107	66,431

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）
 【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

生活衛生事業

担当部課名

福祉保健部 生活衛生業務課

事業概要

- 食品衛生関係法令に基づき、市内の飲食店、スーパー、市場などの施設の計画的な監視指導を実施し、食品の安全性を確保する。
- 生活衛生関係法令に基づき、市内の旅館や入浴施設などに対し、監視指導を実施し、適正な衛生水準の維持及び快適な生活環境を確保する。

現状と課題

- 食品衛生法の一部を改正する法律が施行され、全食品等事業者にHACCP[※]に沿った衛生管理が義務化されており、全食品等事業者が取り組んでいる「HACCPに基づく衛生管理」又は「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」が適正に行われているか、食品等事業者への確認を行い助言や指導を実施する。
- 食中毒の発生リスクなどに応じて、令和3年6月から営業許可制度が見直され、新たに届出制度が創設されたことから、関係者への周知を図り、食品営業許可制度の改正を円滑に推進する必要がある。
- 全国的にノロウイルス、カンピロバクター[※]、アニサキス[※]による食中毒が多発し、腸管出血性大腸菌による重篤な食中毒や、毒キノコやスイセン等の植物性自然毒を原因とする食中毒も発生している。こうしたことから、食中毒等の健康被害の発生を未然に防止するため、食品等事業者の施設への計画的な立入検査の実施や、食品の安全性を確認することを目的とした収去検査の実施及び一般市民の食品安全意識の醸成に取り組む必要がある。
- 令和2年4月から食品表示法の完全施行に伴い、食品等事業者は、市民（消費者）へアレルギーや栄養成分表示などに基づいた分かりやすい食の情報伝える必要がある。
- コロナ収束後を見据え、今後多くの観光客が県都である甲府市を訪れることが見込まれることから、食による事故防止に加え、宿泊施設や入浴施設などの生活衛生関連施設におけるレジオネラ症[※]などの事故の発生を防止するため、関係法令に基づいた衛生管理を徹底する必要がある。

今後の事業展開

- 食品等事業者に対し、営業許可の更新時の監視や食品の収去検査などを通じて、食品表示法に基づく表示への対応状況の確認、適正表示の指導を行うとともに、食品衛生責任者を対象とした講習会を開催し、HACCPに沿った衛生管理等の推進を図り、安全・安心な食品の流通を確保する。
- ゴールデンウィーク前や夏の観光シーズン前に宿泊施設等の一斉監視を実施するほか、通常の監視や関係団体への補助を行うことにより、宿泊施設や入浴施設などの衛生水準の維持向上を図り、安全で快適な生活環境の確保を図る。
- 食品のリスクや管理方法等について、科学的根拠に基づいた正しい知識を取得し、正確に情報を発信することができる市民を食品リスクコミュニケーターとして養成し、地域での自発的な活動を通じて、食品安全意識の醸成を図り、家庭での食中毒を防止するとともに、適正な食を通じた市民の健康増進につなげていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	28,905	27,719	27,705